

令和 8 年 2 月 17 日

令和 8 年広島県議会 2 月定例会議案 (その 1)

広 島 県

令和8年広島県議会2月定例会議案目次（その1）

県第1号	令和8年度広島県一般会計予算	1
県第2号	令和8年度広島県証紙等特別会計予算	27
県第3号	令和8年度広島県管理事務費特別会計予算	30
県第4号	令和8年度広島県公債管理特別会計予算	33
県第5号	令和8年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	37
県第6号	令和8年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算	40
県第7号	令和8年度地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計予算	43
県第8号	令和8年度広島県中小企業支援資金特別会計予算	47
県第9号	令和8年度広島県水産振興資金特別会計予算	51
県第10号	令和8年度広島県県営林事業費特別会計予算	54
県第11号	令和8年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算	57
県第12号	令和8年度広島県県営住宅事業費特別会計予算	62
県第13号	令和8年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算	67
県第14号	令和8年度広島県土地造成事業会計予算	70
県第15号	令和8年度広島県流域下水道事業会計予算	73

県第 1号議案

令和 8 年度広島県一般会計予算

令和 8 年度広島県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 151, 390, 000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150, 000, 000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県税		349,242,060
	1 県民税	115,978,000
	2 事業税	115,159,000
	3 地方消費税	61,044,000
	4 不動産取得税	8,032,000
	5 県たばこ税	3,039,000
	6 ゴルフ場利用税	618,000
	7 軽油引取税	11,303,000
	8 自動車税	31,888,000
	9 鉦区税	4,000
	10 狩猟税	25,000
	11 産業廃棄物埋立税	576,000
	12 宿泊税	1,576,000
	13 旧法による税	60
2 利子割清算金		2,274,000
	1 利子割清算金	2,274,000
3 地方消費税清算金		167,128,000
	1 地方消費税清算金	167,128,000
4 地方譲与税		66,014,086

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 特別法人事業譲与税	63,167,000
	2 地方揮発油譲与税	2,212,000
	3 石油ガス譲与税	100,000
	4 自動車重量譲与税	393,000
	5 森林環境譲与税	133,086
	6 航空機燃料譲与税	9,000
5 地方特例交付金		11,840,000
	1 地方特例交付金	11,840,000
6 地方交付税		203,621,000
	1 地方交付税	203,621,000
7 交通安全対策特別交付金		400,000
	1 交通安全対策特別交付金	400,000
8 分担金及び負担金		6,667,914
	1 分担金	304,609
	2 負担金	6,363,305
9 使用料及び手数料		9,326,560
	1 使用料	5,464,597
	2 手数料	3,861,963
10 国庫支出金		115,322,222
	1 国庫負担金	54,401,210
	2 国庫補助金	58,900,235

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 委託金	2,020,777
11 財産収入		1,983,368
	1 財産運用収入	1,643,236
	2 財産売却収入	340,132
12 寄附金		91,763
	1 寄附金	91,763
13 繰入金		64,365,308
	1 特別会計繰入金	4,250,263
	2 基金繰入金	60,115,045
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		78,194,318
	1 延滞金、加算金及び過料等	422,535
	2 県預金利子	216,308
	3 貸付金元利収入	63,370,909
	4 受託事業収入	1,564,064
	5 収益事業収入	4,700,096
	6 雑入	7,920,406
16 県債		74,919,400
	1 県債	74,919,400
歳 入 合 計		1,151,390,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 議会費		2,170,579
	1 議会費	2,170,579
2 総務費		67,634,866
	1 総務管理費	37,377,535
	2 企画費	9,377,375
	3 地域振興費	7,683,796
	4 徴税費	9,407,430
	5 選挙費	596,625
	6 防災費	2,125,350
	7 統計調査費	637,194
	8 人事委員会費	209,539
	9 監査委員費	220,022
3 民生費		151,360,027
	1 社会福祉費	110,951,811
	2 児童福祉費	39,069,734
	3 生活保護費	307,514
	4 災害救助費	1,030,968
4 衛生費		96,415,881
	1 公衆衛生費	69,386,910

(単位：千円)

款	項	金額
	2 環境衛生費	954,428
	3 環境保全費	5,345,795
	4 保健所費	1,936,409
	5 医薬費	18,792,339
5 労働費		3,648,208
	1 労政費	323,911
	2 職業訓練費	2,271,863
	3 雇用対策費	897,759
	4 労働委員会費	154,675
6 農林水産業費		32,885,441
	1 農業費	8,891,295
	2 畜産業費	2,816,473
	3 水産業費	2,882,285
	4 農地費	7,840,817
	5 林業費	10,454,571
7 商工費		81,667,136
	1 商業費	3,635,083
	2 工鉱業費	74,266,109
	3 観光費	3,765,944
8 土木費		99,381,723
	1 土木管理費	10,414,435

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 道路橋梁費	46,757,866
	3 河川海岸費	21,578,280
	4 港湾費	8,731,998
	5 都市計画費	9,324,503
	6 住宅費	1,185,259
	7 空港費	1,389,382
	9 警察費	
	1 警察管理費	65,354,442
	2 警察活動費	5,869,860
10 教育費		221,002,448
	1 教育総務費	41,885,947
	2 小学校費	58,851,041
	3 中学校費	33,459,060
	4 高等学校費	51,347,433
	5 特別支援学校費	19,701,075
	6 大学費	5,470,380
	7 社会教育費	2,026,451
	8 保健体育費	8,261,061
11 災害復旧費		5,720,349
	1 農林水産施設災害復旧費	2,792,349
	2 土木施設災害復旧費	2,863,000

(単位：千円)

款	項	金額
	3 公共施設災害復旧費	45,000
	4 教育施設災害復旧費	20,000
12 公債費		150,481,025
	1 公債費	150,481,025
13 諸支出金		167,398,015
	1 利子割清算金	1,376,000
	2 地方消費税清算金	54,235,000
	3 個人県民税所得割交付金	320,000
	4 利子割交付金	1,455,000
	5 配当割交付金	3,704,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	5,298,000
	7 法人事業税交付金	8,157,000
	8 地方消費税交付金	89,248,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	433,000
	10 自動車取得税交付金	15
	11 環境性能割交付金	275,000
	12 軽油引取税交付金	2,897,000
14 予備費		400,000
	1 予備費	400,000
歳 出 合 計		1,151,390,000

第2表 債務負担行為		(単位：千円)	
事 項	期 間	限 度	額
令和8年度における地方債の共同発行によって生じる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	令和8年度から 令和18年度まで	元金1,168,000,000千円及びこれに対する利子相当額	
公会計システム更新事業	令和9年度		4,125
防災ヘリコプター更新事業	令和8年度から 令和10年度まで		5,392,200
震度情報ネットワークシステム等管理運営事業	令和9年度		722,491
消防学校施設改修等事業	令和9年度		26,255
地方事務所整備事業	令和9年度		801,348
県庁舎整備推進事業（県庁舎設備改修事業）	令和9年度から 令和10年度まで		1,613,924
行政情報化事業	令和9年度から 令和12年度まで		1,420
自動車税及び個人事業税納税通知書作成等業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで		111,578
広島県立広島国際協力センター管理委託事業	令和9年度から 令和10年度まで		17,374
広島県立総合体育館管理委託事業	令和9年度から 令和10年度まで		18,161
広島県立総合体育館施設修繕事業	令和9年度		85,925
広島県総合グラウンド改修事業	令和9年度		470,954
広島県議会議員一般選挙費	令和9年度		10,027
広島県民文化センター管理委託事業	令和9年度		2,507

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島県立文化芸術ホール管理運営事業	令和 9 年 度	22,944
広島県立もみのき森林公園管理委託事業	令和 9 年度から 令和 20 年度まで	8,352
野呂山公園施設管理委託事業	令和 9 年度から 令和 10 年度まで	518
帝釈公園施設管理委託事業	令和 9 年度から 令和 10 年度まで	442
牛小屋高原公園施設管理委託事業	令和 9 年 度	410
広島県立中央森林公園管理委託事業（公園センター等 地区）	令和 9 年度から 令和 10 年度まで	5,696
広島県立中央森林公園管理委託事業（フォレストヒル ズガーデン地区）	令和 9 年度から 令和 10 年度まで	3,296
廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業	令和 9 年度から 令和 10 年度まで	640,000
生活排水処理対策推進事業	令和 12 年度から 令和 48 年度まで	11,865
私学振興資金の融資に対する利子補給	令和 9 年度から 令和 17 年度まで	私学振興資金の融資に対し年1.0パーセントの範囲内で行う利子補 給 利子補給限度額 2,030
県立障害者関係施設整備事業	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	76,700
広島県医師育成奨学金事業	令和 9 年度から 令和 14 年度まで	288,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島県立広島がん高精度放射線治療センター管理委託事業	令和9年度から 令和10年度まで	726
施設内訓練民間活力導入事業	令和9年度	53,621
離転職者委託訓練事業	令和9年度	94,505
障害者就職支援事業	令和9年度	1,232
奨学金返済支援事業	令和9年度から 令和10年度まで	48,000
大学生等県内就職促進事業	令和9年度	5,000
リスクリング人材育成事業	令和9年度	32,000
広島県立産業会館管理運営事業	令和9年度	257,468
ひろしまの食の魅力向上事業	令和9年度	2,400
広島ブランドショップ運営事業	令和9年度から 令和13年度まで	990,481
広島県信用保証協会の損失補償	令和8年4月1日から 令和24年7月31日まで	311,000
広島県信用保証協会の無担保スピード保証融資に対する損失補償	令和8年4月1日から 令和19年7月31日まで	66,000
広島県中小企業共済協同組合に対する共済金の貸付	令和8年度	300,000
バイオ・ヘルスケア関連産業支援事業	令和9年度	19,000
環境・エネルギー産業集積促進事業	令和9年度から 令和10年度まで	69,000
イノベーション人材等育成・確保支援事業	令和9年度から 令和13年度まで	303,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ひろしま産学共同研究拠点管理事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	83,600
企業立地促進対策事業	令和 9 年度 から 令和 18 年度 まで	6,784,075
農業近代化資金の融資に対する利子補給	令和 9 年度 から 令和 26 年度 まで	農業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.65パーセントの範 囲内で行う利子補給 利子補給限度額 64,951
農業振興資金の融資に対する利子補給	令和 9 年度 から 令和 18 年度 まで	農業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 1.517パーセント の範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 32,738
漁業近代化資金の融資に対する利子補給	令和 9 年度 から 令和 29 年度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.65パーセントの範 囲内で行う利子補給 利子補給限度額 126,141
漁業振興資金の融資に対する利子補給	令和 9 年度 から 令和 19 年度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 1.925パーセントの 範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 4,356
リース漁船等導入事業に係る漁業近代化資金の融資に 対する利子補給	令和 9 年度 から 令和 29 年度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.1パーセントの範囲 内で行う利子補給 利子補給限度額 20,865
貞近谷 2 号池外10地区溜池緊急整備事業	令 和 9 年 度	206,000
両名外 3 地区基幹水利施設補修事業	令 和 9 年 度	693,000
すだれ外 7 地区圃場整備事業	令 和 9 年 度	968,000
備北南部 2 期地区広域営農団地農道整備事業	令 和 9 年 度	100,000
安芸灘 3 期外 1 地区基幹農道整備事業	令和 9 年度 から 令和 10 年度 まで	1,520,000
農地海岸維持管理業務委託事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	620
本倉井地区海岸保全施設整備事業	令 和 9 年 度	90,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中池（延相上池）外10地区溜池等整備事業	令和9年度から 令和10年度まで	1,487,000
森林整備活性化資金に係る造林資金及び林業経営安定資金の融資に対する利子補給	令和9年度から 令和38年度まで	株式会社日本政策金融公庫法に基づく融資に対し年1.3パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 1,608
井西谷外1工区育成林整備事業	令和9年度	55,000
芝山外3工区森林居住環境整備事業	令和9年度	142,000
鰯浜三丁目外26地区山地治山事業	令和9年度	188,000
第二種漁港倉橋漁港漁港改修費	令和8年度から 令和9年度まで	21,000
第二種漁港豊島漁港漁港改修費	令和8年度から 令和9年度まで	21,000
第三種漁港草津漁港漁港改修費	令和8年度から 令和9年度まで	262,500
第二種漁港倉橋漁港漁港海岸保全施設整備費	令和8年度から 令和9年度まで	21,000
倉橋漁港港整備交付金	令和8年度から 令和10年度まで	315,000
箱崎漁港港整備交付金	令和8年度から 令和9年度まで	31,500
漁港事業（単独）	令和9年度	120,000
漁港維持管理業務委託事業	令和8年度から 令和9年度まで	4,400

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島県土地開発公社が行う公共用地先行取得事業に要する経費	令和9年度から 令和12年度まで	830,000
広島県建設事業・公共土木事務管理総合システム更新事業	令和8年度から 令和13年度まで	546,000
広島県宮鞆町鍛冶駐車場管理委託事業	令和9年度から 令和10年度まで	978
「地方道路公社法」第28条の規定による広島高速道路公社に対する債務保証	令和8年度から 令和28年度まで	16,320,000
一般国道317号道路災害防除事業	令和9年度	50,000
一般県道大竹美和線道路災害防除事業	令和9年度	30,000
一般県道豊浜蒲刈線道路災害防除事業	令和9年度から 令和11年度まで	412,000
一般県道水呑手城線道路災害防除事業	令和9年度	50,000
一般国道184号道路改良事業	令和9年度	50,000
一般国道185号道路改良事業	令和8年度から 令和9年度まで	250,000
一般国道191号道路改良事業	令和9年度	40,000
一般国道375号道路改良事業	令和9年度	50,000
一般国道432号道路改良事業	令和8年度から 令和9年度まで	300,000
一般国道433号道路改良事業	令和8年度から 令和10年度まで	420,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般国道488号道路改良事業	令和8年度から 令和9年度まで	100,000
主要地方道吉舎油木線道路改良事業	令和9年度から 令和11年度まで	1,950,000
主要地方道呉平谷線道路改良事業	令和8年度から 令和12年度まで	7,000,000
主要地方道瀬野川福富本郷線道路改良事業	令和9年度	80,000
主要地方道矢野安浦線道路改良事業	令和8年度から 令和9年度まで	200,000
主要地方道福山尾道線道路改良事業	令和8年度から 令和9年度まで	65,000
主要地方道福山沼隈線道路改良事業	令和8年度から 令和11年度まで	3,960,000
主要地方道三原竹原線道路改良事業	令和8年度から 令和9年度まで	120,000
一般県道三次江津線道路改良事業	令和9年度から 令和12年度まで	2,200,000
一般県道尾道新市線道路改良事業	令和9年度	60,000
一般県道瀬野呉線道路改良事業	令和8年度から 令和9年度まで	360,000
一般県道坂小屋浦線道路改良事業	令和9年度から 令和11年度まで	1,600,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般県道矢野海田線道路改良事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	125,000
一般県道吉川西条線道路改良事業	令和 9 年 度	100,000
一般県道熊野瀬戸線道路改良事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	350,000
一般県道加茂福山線道路改良事業	令和 9 年 度	370,000
一般県道草木高光線道路改良事業	令和 9 年 度	100,000
一般県道津之郷山守線道路改良事業	令和 8 年度 から 令和 10 年度 まで	1,800,000
一般県道廿日市環状線道路改良事業	令和 9 年 度	200,000
一般国道 2 号交通安全施設等整備事業	令和 9 年 度	40,000
一般国道 486 号交通安全施設等整備事業	令和 9 年 度	50,000
道路事業（単独）	令和 9 年 度	2,000,000
道路巡視業務委託事業	令和 8 年度 から 令和 10 年度 まで	783,000
道路維持管理業務委託事業	令和 9 年度 から 令和 10 年度 まで	1,139,000
地域幹線道路網等調査事業	令和 9 年 度	60,000
道路維持事業市町交付金	令和 8 年度 から 令和 10 年度 まで	112,000
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（河川）の用に供するための公共用地の取得に要する経費	令和 9 年度 から 令和 12 年度 まで	1,700,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（河川）の用に供するための公共用地の取得に対する債務保証	令和8年度から 令和12年度まで	1,700,000
一級河川新安川河川改修費	令和9年度	60,000
一級河川国兼川河川改修費	令和9年度	50,000
一級河川志路原川河川改修費	令和9年度	30,000
一級河川瀬戸川河川改修費	令和9年度	100,000
一級河川才町川河川改修費	令和9年度	60,000
一級河川木曾丸川河川改修費	令和9年度	70,000
一級河川多治比川河川改修費	令和9年度	300,000
一級河川三篠川河川改修費	令和9年度	50,000
一級河川西城川河川改修費	令和9年度	50,000
二級河川堺川（内神川）河川改修費	令和9年度	200,000
二級河川中畑川河川改修費	令和9年度	100,000
二級河川沼田川河川改修費	令和9年度	100,000
二級河川入野川河川改修費	令和9年度	50,000
二級河川永慶寺川河川改修費	令和9年度	50,000
二級河川本川河川改修費	令和9年度	250,000
二級河川手城川河川改修費	令和9年度	240,000
二級河川大河原川河川改修費	令和9年度	60,000
二級河川尾崎川河川改修費	令和9年度	130,000
一級河川京橋川高潮対策事業	令和9年度	100,000
一級河川猿猴川高潮対策事業	令和9年度	100,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
二級河川瀬野川高潮対策事業	令和 9 年 度	30,000
二級河川藤井川高潮対策事業	令和 9 年 度	50,000
呉海岸天応地区海岸高潮対策事業	令和 9 年 度	30,000
魚切ダム堰堤改良事業	令和 9 年 度	200,000
福富ダム堰堤改良事業	令和 9 年 度	170,000
御調ダム堰堤改良事業	令和 9 年 度	200,000
河川事業（単独）	令和 9 年 度	600,000
河道浚渫事業	令和 9 年 度	500,000
護岸等修繕事業	令和 9 年 度	280,000
河川維持管理業務委託事業	令和 9 年 度 から 令和 10 年 度 ま で	180,000
青影川通常砂防事業	令和 9 年 度	30,000
赤石川通常砂防事業	令和 9 年 度	10,000
秋月川通常砂防事業	令和 9 年 度	50,000
後山川通常砂防事業	令和 9 年 度	30,000
荒谷川通常砂防事業	令和 9 年 度	10,000
学恩寺川通常砂防事業	令和 9 年 度	80,000
陰平川通常砂防事業	令和 9 年 度	30,000
賀茂川支川 5 通常砂防事業	令和 9 年 度	30,000
雲母川通常砂防事業	令和 9 年 度	30,000
光明寺川通常砂防事業	令和 9 年 度	20,000
小僧津川通常砂防事業	令和 9 年 度	10,000
小原川通常砂防事業	令和 9 年 度	20,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
桜谷川通常砂防事業	令和9年度	10,000
清水川通常砂防事業	令和9年度	50,000
瀬野川支川51通常砂防事業	令和9年度	30,000
宗郷川通常砂防事業	令和9年度	30,000
丹屋奥谷西川通常砂防事業	令和9年度	10,000
天井川支川6通常砂防事業	令和9年度	10,000
天井川支川6隣通常砂防事業	令和9年度	10,000
天神川通常砂防事業	令和9年度	100,000
天地川支川1通常砂防事業	令和9年度	10,000
中小坪川通常砂防事業	令和9年度	10,000
長谷川通常砂防事業	令和9年度	50,000
長野川支川通常砂防事業	令和9年度	20,000
中野東北川通常砂防事業	令和9年度	5,000
鳴谷川通常砂防事業	令和9年度	30,000
南城川通常砂防事業	令和9年度	30,000
西ノ谷川通常砂防事業	令和9年度	30,000
西ノ谷川支川通常砂防事業	令和9年度	30,000
根谷川支川10通常砂防事業	令和9年度	30,000
根谷川支川99(100)通常砂防事業	令和9年度	20,000
花上上川通常砂防事業	令和9年度	30,000
東江の川通常砂防事業	令和9年度	10,000
東山本川通常砂防事業	令和9年度	30,000
火の山川通常砂防事業	令和9年度	10,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ひよき川通常砂防事業	令和9年度	30,000
戸坂城山川通常砂防事業	令和9年度	20,000
弁財天川通常砂防事業	令和9年度	30,000
堀田奥川通常砂防事業	令和9年度	30,000
本谷川通常砂防事業	令和9年度	20,000
水落川通常砂防事業	令和9年度	20,000
水尻川支川3通常砂防事業	令和9年度	20,000
水尻川支川4通常砂防事業	令和9年度	20,000
御手洗川支川18通常砂防事業	令和9年度	10,000
家下川2通常砂防事業	令和9年度	30,000
安川支川16通常砂防事業	令和9年度	50,000
横見川右支通常砂防事業	令和9年度	20,000
市地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	20,000
飯室地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	5,000
牛田東二丁目7地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	5,000
大串地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
大林町152地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
小歌島地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
可部八丁目21地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
上条A地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
上温品二丁目6地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	20,000
上温品四丁目19地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	20,000
国信二丁目10地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
己斐上四丁目14地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	5,000
河内南1丁目37地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	5,000
湖翠園団地地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	5,000
小仁方一丁目8地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
正明寺地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	20,000
高之平2地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
田野浦地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	15,000
天応東久保二丁目4地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
西惣付町5地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
入野町宮住宅地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
花條地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
藤原4568地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	20,000
三原病院下地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	20,000
明神地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	15,000
向田北地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	5,000
向田地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
矢捨地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	30,000
安東一丁目21地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
安東五丁目21地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	5,000
安東七丁目20地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	5,000
山根地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	10,000
横尾C地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	20,000
吉浦宮花町4地区急傾斜地崩壊対策事業	令和9年度	5,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
砂防事業（単独）	令和 9 年 度	300,000
砂防維持管理業務委託事業	令和 9 年 度 から 令和 10 年 度 まで	18,000
広島港海岸港湾海岸保全施設事業	令和 9 年 度	150,000
重要港湾尾道糸崎港海岸港湾海岸保全施設事業	令和 9 年 度	30,000
海岸維持管理業務委託事業	令和 9 年 度	30,000
国際拠点港湾広島港修築事業	令和 9 年 度	210,000
重要港湾福山港修築事業	令和 9 年 度	100,000
三高港地方港湾修築事業	令和 9 年 度	50,000
川尻港地方港湾修築事業	令和 9 年 度	20,000
国際拠点港湾広島港環境整備事業	令和 9 年 度	200,000
重要港湾尾道糸崎港環境整備事業	令和 9 年 度	100,000
みなとの賑わいづくり事業	令和 9 年 度	100,000
重要港湾尾道糸崎港港整備交付金	令和 9 年 度 から 令和 10 年 度 まで	250,000
鹿川港港整備交付金	令和 9 年 度	80,000
釣土田港港整備交付金	令和 9 年 度	50,000
港湾事業（単独）	令和 9 年 度	450,000
港湾維持管理業務委託事業	令和 8 年 度 から 令和 9 年 度 まで	111,000
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（ 街路）の用に供するための公共用地の取得に要する経 費	令和 9 年 度 から 令和 12 年 度 まで	1,900,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（街路）の用に供するための公共用地の取得に対する債務保証	令和 8 年度 から 令和 12 年度 まで	1,900,000
広島市東部地区連続立体交差事業	令和 9 年 度	180,000
佐方線街路事業	令和 9 年度 から 令和 12 年度 まで	3,200,000
街路事業（単独）	令和 9 年 度	300,000
広島県立びんご運動公園管理委託事業	令和 9 年度 から 令和 26 年度 まで	157,590
広島県立びんご運動公園設備改修事業	令和 9 年 度	52,500
公園事業（単独）	令和 9 年 度	42,000
建築基準法等施行費	令和 9 年 度	6,498
広島ヘリポート管理委託事業	令和 9 年度 から 令和 11 年度 まで	13,341
広島ヘリポート整備事業（単独）	令和 9 年 度	46,656
土木施設災害復旧事業	令和 9 年 度	600,000
総務事務センター整備事業（警察本部）	令和 9 年度 から 令和 10 年度 まで	623,612
警察待機宿舍改修等整備事業	令和 9 年 度	160,446
交番・駐在所整備事業	令和 9 年 度	166,386
免許事務費	令和 9 年 度	258,155
放置違法駐車対策事業	令和 9 年度 から 令和 11 年度 まで	442,101

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
県立学校施設整備事業	令和 9 年度 から 令和 10 年度 まで	2,983,401
歴史博物館運営費	令和 9 年 度	779,219

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	24,832,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	1,037,100	同上	同上	同上
単独災害復旧事業	135,500	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	2,134,000	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業	117,400	同上	同上	同上
消防学校施設整備事業	17,500	同上	同上	同上
公共施設等管理事業	6,176,800	同上	同上	同上
高速調査船整備事業	107,600	同上	同上	同上
生活交通確保対策事業	21,600	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	196,500	同上	同上	同上
自然公園等整備事業	137,900	同上	同上	同上
医療施設整備事業	87,300	同上	同上	同上
県立広島大学整備事業	314,200	同上	同上	同上
被災者生活再建支援基金出資	882,900	同上	同上	同上
高等技術専門校整備事業	31,400	同上	同上	同上
漁港改良事業	81,500	同上	同上	同上
広島高速道路公社出資	1,287,500	同上	同上	同上
都市生活環境整備特別対策事業	207,800	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾改良事業	1,340,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
交番・駐在所庁舎建設事業	12,800	同上	同上	同上
交通安全施設整備事業	1,639,800	同上	同上	同上
警察施設整備事業	663,900	同上	同上	同上
私立学校施設耐震化整備事業	8,200	同上	同上	同上
公園整備事業	55,200	同上	同上	同上
防災対策事業	17,510,200	同上	同上	同上
地方道路等整備事業	10,826,200	同上	同上	同上
臨時高等学校整備事業	2,930,500	同上	同上	同上
デジタル活用推進事業	388,900	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資	448,700	同上	同上	同上
広島高速道路公社特別転貸	1,287,500	同上	同上	同上
災害援護資金貸付事業	400	同上	同上	同上
合 計	74,919,400			

県第 2号議案

令和 8 年度広島県証紙等特別会計予算

令和 8 年度広島県証紙等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 769,823千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙収入		25,000
	1 証紙収入	24,999
	2 繰越金	1
2 証紙代金収納計器収入		744,823
	1 証紙代金収納計器収入	744,822
	2 繰越金	1
歳 入 合 計		769,823

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙繰出金		25,000
	1 証紙繰出金	25,000
2 証紙代金収納計器繰出金		744,823
	1 証紙代金収納計器繰出金	744,823
歳 出 合 計		769,823

県第 3号議案

令和 8 年度広島県管理事務費特別会計予算

令和 8 年度広島県管理事務費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 656,799千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管理事務費収入		656,799
	1 繰越金	1
	2 諸収入	656,798
歳 入 合 計		656,799

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理事務費		656,799
	1 用品調達費	454,746
	2 通信管理費	202,053
歳 出 合 計		656,799

県第 4号議案

令和 8 年度広島県公債管理特別会計予算

令和 8 年度広島県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 281,815,937千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債管理収入		281,815,937
	1 財産収入	2,047,535
	2 繰入金	196,932,402
	3 県債	82,836,000
歳 入 合 計		281,815,937

歳 出			(単位：千円)
款	項	金 額	
1 公債管理費		281,815,937	
	1 公債管理費	281,815,937	
歳 出 合 計		281,815,937	

第2表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換	82,232,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
県営住宅事業費特別会計借換	604,000	同上	同上	同上
合計	82,836,000			

県第 5号議案

令和 8 年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和 8 年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 294,922千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉資金収入		294,922
	1 繰入金	3,843
	2 繰越金	163,869
	3 諸収入	127,210
歳 入 合 計		294,922

歳 出			(単位：千円)
款	項	金 額	
1 母子・父子・寡婦福祉資金		294,922	
	1 母子・父子・寡婦福祉費	294,922	
歳 出 合 計		294,922	

県第 6号議案

令和 8 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算

令和 8 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 221,318,408千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費収入		221,318,408
	1 分担金及び負担金	69,512,627
	2 国庫支出金	61,167,483
	3 前期高齢者交付金	76,327,364
	4 共同事業交付金	537,485
	5 出産育児交付金	11,768
	6 財産収入	36,615
	7 繰入金	13,505,611
	8 繰越金	219,455
歳 入 合 計		221,318,408

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		221,318,408
	1 総務費	18,543
	2 国民健康保険運営費	221,085,181
	3 保健事業費	178,068
	4 基金積立金	36,615
	5 諸支出金	1
歳 出 合 計		221,318,408

県第 7号議案

令和 8 年度地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計予算

令和 8 年度地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,716,953千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 資金貸付事業収入		16,716,953
	1 繰入金	4,000,000
	2 諸収入	6,141,453
	3 県債	6,575,500
歳 入 合 計		16,716,953

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 資金貸付事業費		16,716,953
	1 貸付金	10,575,500
	2 公債費	2,053,617
	3 繰出金	4,087,836
歳 出 合 計		16,716,953

第2表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構資金貸付事業	6,575,500	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合 計	6,575,500			

令和 8 年度広島県中小企業支援資金特別会計予算

令和 8 年度広島県中小企業支援資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 865,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 中小企業支援資金収入		865,401
	1 繰入金	52,206
	2 繰越金	9,099
	3 諸収入	514,517
	4 県債	289,579
歳 入 合 計		865,401

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 中小企業支援資金		865,401
	1 貸付金	341,784
	2 諸支出金	523,617
歳 出 合 計		865,401

第2表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業支援資金	289,579	証書借入	4.1以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定めるところによる。
合 計	289,579			

県第 9号議案

令和 8 年度広島県水産振興資金特別会計予算

令和 8 年度広島県水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,141千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		1,141
	1 繰入金	20
	2 繰越金	1,120
	3 諸収入	1
歳 入 合 計		1,141

歳 出			(単位：千円)
款	項	金 額	
1 沿岸漁業改善資金		1,141	
	1 沿岸漁業改善資金	1,141	
歳 出 合 計		1,141	

県第10号議案

令和8年度広島県県営林事業費特別会計予算

令和8年度広島県県営林事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 558,227千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営林事業費収入		558,227
	1 国庫支出金	28,407
	2 財産収入	379,533
	3 繰入金	97,965
	4 繰越金	50,000
	5 諸収入	2,322
歳 入 合 計		558,227

歳 出			(単位：千円)
款	項	金	額
1 県営林事業費			558,227
	1 県営林事業費		558,227
歳 出 合 計			558,227

令和8年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算

令和8年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,416,678千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和8年2月17日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾特別整備事業収入		16,416,678
	1 分担金及び負担金	18,961
	2 使用料及び手数料	2,326,630
	3 財産収入	621,594
	4 繰入金	770,205
	5 繰越金	1
	6 諸収入	633,787
	7 県債	12,045,500
歳 入 合 計		16,416,678

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾特別整備事業費		16,416,678
	1 公債費	7,788,970
	2 広島港費	8,069,107
	3 福山港費	259,570
	4 尾道糸崎港費	62,401
	5 諸支出金	214,775
	6 漁港費	21,855
歳 出 合 計		16,416,678

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般港湾施設管理委託事業	令和9年度から 令和10年度まで	61,814
広島港出島地区臨海土地造成事業	令和9年度	500,000

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾特別整備事業	12,045,500			
広島港整備事業	10,606,700	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
福山港整備事業	567,200	同上	同上	同上
尾道糸崎港整備事業	411,000	同上	同上	同上
地方港湾整備事業	460,600	同上	同上	同上
合 計	12,045,500			

県第12号議案

令和8年度広島県県営住宅事業費特別会計予算

令和8年度広島県県営住宅事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,579,212千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和8年2月17日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅事業収入		7,579,212
	1 使用料及び手数料	2,719,160
	2 国庫支出金	1,751,217
	3 財産収入	20,868
	4 繰入金	1,665,218
	5 繰越金	21,946
	6 諸収入	2,403
	7 県債	1,398,400
歳 入 合 計		7,579,212

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 県営住宅事業費		6,697,377
	1 県営住宅事業費	6,697,377
2 公債費		881,835
	1 公債費	881,835
歳 出 合 計		7,579,212

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
県営住宅管理システム開発運用業務	令和8年度から 令和13年度まで	88,610
県営住宅等管理委託事業	令和9年度から 令和11年度まで	145,323
住宅建設事業	令和8年度から 令和10年度まで	4,550,564

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設事業	1,398,400	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合計	1,398,400			

県第13号議案

令和8年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算

令和8年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 662,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金収入		662,064
	1 繰越金	425,713
	2 諸収入	236,351
歳 入 合 計		662,064

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金		662,064
	1 高等学校等奨学金	662,064
歳 出 合 計		662,064

令和8年度広島県土地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度広島県土地造成事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土 地 造 成 事 業

土 地 造 成 事 業 費	399,873 千円
箕 島 地 区 土 地 造 成	79,452 千円
入 野 地 区 土 地 造 成	223,061 千円
開 発 整 備 推 進	97,360 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 土 地 造 成 事 業 収 益		58,217 千円
第1項 営 業 収 益		1 千円
第2項 営 業 外 収 益		58,216 千円
	支 出	
第1款 土 地 造 成 事 業 費 用		369,432 千円
第1項 営 業 費 用		279,791 千円
第2項 営 業 外 費 用		88,641 千円
第3項 予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 753,727千円は、繰越工事資金 5,550千円及び過年度分損益勘定留保資金 748,177千円で補填するものとする。）。

	収 入	
第1款 資 本 的 収 入		1,338,846 千円

第1項	企	業	債	189,000 千円
第2項	出	資	金	1,145,846 千円
第3項	関	連	収 入	4,000 千円

支 出

第1款	資	本	的	支	出	2,092,573 千円
第1項	土	地	造	成	費	399,873 千円
第2項	企	業	債	償	還 金	1,692,700 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
入 野 地 区 土 地 造 成 事 業	令 和 9 年 度 か ら 令 和 12 年 度 まで	252,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 土地造成等資金に充てるため。

限 度 額 189,000千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和8年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 87,888 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

広島県知事 横 田 美 香

令和8年度広島県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度広島県流域下水道事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流 域 関 連 市 町 数	9 市町
(2) 年 間 総 処 理 水 量	79,022,500 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	216,500 m ³
(4) 建 設 改 良 事 業	
太 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	855,010 千円
芦 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	3,191,380 千円
沼 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	422,724 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 流 域 下 水 道 事 業 収 益		10,580,715 千円
第1項 営 業 収 益		7,122,099 千円
第2項 営 業 外 収 益		3,458,616 千円
	支 出	
第1款 流 域 下 水 道 事 業 費 用		10,569,102 千円
第1項 営 業 費 用		10,379,954 千円
第2項 営 業 外 費 用		186,148 千円
第3項 予 備 費		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 813,233千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,790千円、過年度分損益勘定留保資金 400,090千円及び当年度分損益勘定留保資金 403,353千円で補填するものと

する。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	4,845,191 千円
第1項	企 業 債	1,346,300 千円
第2項	補 助 金	2,471,825 千円
第3項	工 事 負 担 金	1,027,065 千円
第4項	関 連 収 入	1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	5,658,424 千円
第1項	建 設 改 良 費	4,469,114 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,189,310 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公営企業会計財務会計システム 更 新 事 業	令和9年度から 令和13年度まで	165,540 千円
太田川流域下水道建設事業	令和9年度から 令和10年度まで	1,415,310 千円
芦田川流域下水道建設事業	令和9年度から 令和10年度まで	4,120,873 千円
沼田川流域下水道建設事業	令和9年度から 令和10年度まで	1,057,489 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限 度 額 1,346,300千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和8年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部

の借入を翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 248,101 千円

(2) 交 際 費 100 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,231,550千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

広島県知事 横 田 美 香